平成23年度第1回愛知県障害者施策推進協議会会議録

平成23年7月21日(木)

愛知県障害者施策推進協議会

平成23年度第1回愛知県障害者施策推進協議会議事録

1 日 時

平成23年7月21日(木) 午後2時から午後4時まで

2 場 所

愛知県三の丸庁舎 8階 大会議室

3 出席者

荒木委員、伊藤委員、岡田委員、小栗委員、恩田委員、川崎委員、木全委員、近藤委員、 鈴木委員、園田委員、髙橋委員、長谷委員、野村委員、長谷川委員、早川委員、堀崎委 員、武藤委員(17名)

(事務局)

健康福祉部長 ほか

4 開 会

〈定足数確認〉

〈傍聴及びホームページへの掲載についての報告〉

〈資料確認〉

5 健康福祉部長あいさつ

健康福祉部長の五十里でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ「愛知県障害者施策推進協議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、障害者支援施策の推進に御尽力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度は3回の会議におきまして、障害者基本法に規定する障害者計画の策定について御審議いただきました。そして先月の6月6日、本県の障害者計画と位置づける「あいち健康福祉ビジョン」を公表し、既に皆様のお手元に送付させていただいております。

今年度は、生活支援の実施計画として、障害者自立支援法に基づく第3期障害福祉計画の策定を行います。つきまして、本日は、第2期愛知県障害福祉計画の進捗状況及び第3期愛知県障害福祉計画の策定について御意見をいただくとともに、現在、国の動きが活発である障害者制度改革について状況を御報告させていただきたいと存じております。

障害福祉計画は、平成24年度から3年間を計画期間とし、市町村障害福祉計画の達成 に資するため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関 して定める計画でございます。

今年6月に厚生労働省で開催されました障害保健福祉関係主管課長会議におきまして、「現基本指針の基本理念・基本的考え方、計画に定める事項等について、考え方は変更しないけれども、必要な時点修正等を行う」との説明があり、計画の基本指針案は9月頃に発出されるとのことでございました。

本県といたしましては、本日御報告させていただく、障害者に関する様々な法律の改正 や創設を踏まえながら、障害者の実状やニーズを細かく把握している市町村との連携を密 に図り、計画を立案していくことが重要であると考えております。

本日の会議におきまして、委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜り、実りある会議となりますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私のあいさつとさせていた

だきます。本日もよろしくお願いいたします。

6 会長あいさつ

本日は、御多忙のところ障害者施策推進協議会に御出席いただきまして、ありがとうご ざいます。豊田市こども発達センターの髙橋と申します。

先程御紹介のありましたとおり、団体役員の改選により、2名の方が新たに委員に委嘱されました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、委員の皆様方には、日ごろから、それぞれのお立場で愛知県の障害者支援施策の 推進に、大変な御尽力をいただいているわけでございますが、この会議を通じて障害者支 援施策のより一層の推進が図られていくことを期待しております。

本日の会議の内容の中心は、会議次第にございますとおり、「第2期愛知県障害福祉計画の進捗状況について」及び「第3期愛知県障害福祉計画の策定について」であります。

今回の第3期障害福祉計画を検討していただくにあたり、まず、第2期計画の進捗状況をつぶさに評価することが重要と考えます。その上で第3期計画のあり方を、本日は、大きな観点から、皆様の御意見をいただきながら考えていければと思っておりますので、よろしくお願いします。

皆様には、何とぞ活発にご発言いただきまして、審議が充実したものとなりますようお 願い申し上げて、簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。

〈議事録署名者指名〉 議事録署名者:小栗委員・野村委員

7 議事

議題(1)第2期愛知県障害福祉計画の進捗状況について

議題(2)第3期愛知県障害福祉計画の策定について

「事務局からの説明〕

資料1 「第2期愛知県障害福祉計画の進捗状況について」

資料2 「第3期愛知県障害福祉計画の骨子イメージについて」

資料3 「第3期県障害福祉計画策定スケジュール」

障害福祉課 奥澤主幹

髙橋会長

たくさん説明をしていただきましたので、説明のありました議題のうちまず、「第2期の愛知県障害福祉計画の進捗状況」について、資料内容に関する御質問や御意見等をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

近藤委員

丁寧な説明をしていただきまして、ありがとうございました。

資料1-4の障害福祉サービス見込量の説明で、利用実績の伸率のうち、特にA型事業が急速に多くなったというご報告がありましたが、これは全国的に見ても非常に特異な状態だろうと私は理解しています。一時、新聞紙上をにぎわせたA型事業所の問題がその後どのようになったのか、もし教えていただけることがあれば、ぜひご説明をお願いしたいと思います。

髙橋会長

ご説明いただきますが、そのA型事業所の問題というのをご存じない方もおありかと思いますので、問題をご説明いただいて、そのうえでお答えいただければ、みんなで問題を

共有できると思います。いかがでしょうか。

奥澤主幹

ただいま近藤委員から御質問のありましたA型事業所については、平成21年4月1日に指定を受けており、A型事業所として指定を受けた事業の他に、これから新たに事業所を立ち上げる相談や設立後の市町村への訓練等給付費の請求事務等の指導などのコンサルタント業務も実施しております。新聞報道によりますと、このコンサルタントの委託契約をめぐって双方が裁判係争中ということであり、県としては障害者自立支援法に基づく指定事業所として運営状況を調査しております。

次に、委員からお尋ねのありましたその後の状況ということでございますが、県は2月23日と4月15日の2回、障害者自立支援法に基づく実地指導を行っております。2月23日に確認された内容としては、施設外就労の実施にあたり、事業所が就労受け入れ先である施設外企業と書面で請負契約を締結していないものがあったということです。また、達成度評価の内容が具体的に記録されておらず、口頭で指導したということがありました。2回目の4月15日の実地指導では、返還所用額の確認を行いまして、改善指示事項を記載した文書を交付し、改善状況を1カ月以内に報告するよう指導しております。

監査は監査指導室が実施しておりますが、県全体としては特に大きな問題はないけれども、引き続き指導を継続していくということで考えております。

近藤委員

ご報告をみますと、この 22 年度の A 型事業の利用実績は、県としてこのままきちんと受け止めてもいいということでよろしいでしょうか。

奥澤主幹

就労継続支援A型事業に共通する経営上の問題というのがございます。A型の事業は軽作業を主体で行っている所が多いですが、A型事業という形を取る限りは、利用者の方に最低賃金を超える賃金を支払わなくてはならないのですが、事業収入から最低賃金を支払うことが困難で、継続的に安定した事業運営ができるかどうか懸念されるような事業所が間々見られます。

県としては長期的な収支計画、財源計画によって踏み込んだ把握をしたうえで、長期的に安定した経営を促すように、指定の段階及び指定後の実地指導等において指導を行っていきたいと考えております。

近藤委員

是非とも、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

岡田委員

今の就労継続 A の事業所のことですけれども、22 年度に 27 事業所も増えたということですが、資料 1-3 の今後の取組の方向性で離職者が多いと書いてあります。就労継続 A は 2 年以内に一般就労を目指すという形で実施され、2 年の間で就労を果たせない人は他の福祉サービスを受けられるところに変わられるということになると思うのですが、離職者の内容をもう少しきちんと精査していただいて、県としてどのように支援策を考えていただけるかということをお聞きしたいです。

岩井課長

事業所から一般就労された方の離職者数は、18年度から21年度の間に就労して22年

度に離職した方が8名、22年度中に就労してその年度中に離職した方が41名ということですけれども、離職の問題を個別の方を追跡して調査をするということは、現実問題なかなか難しいことであります。一般論として、一般の若年の方の離職の状況と、障害のある方が一般就労した場合の離職の状況と果たして大きな差があるのかどうかといった点を含めて分析をする必要があると思っています。申し訳ありませんが、現在そういった基本的なデータを十分持っておりませんので、労働関係部局とも情報を共有しまして、もう少し踏み込んだ分析ができるものなのかどうか、できればそのような分析もして、障害のある方の就労の定着にどういった問題があるかというようなことを考えていきたいと思っています。

木全委員

資料1-2の現状と課題に、退院可能精神障害者の実数は把握されていないため、評価手法に問題があるとあり、今後の取組の方向性では、退院可能精神障害者数の実数を把握していくということが書いてあるが、具体的にこれを把握する際に、是非頭に置いておかなければならないのは、日本は先進国の中で人口当たりの入院者数がだいたい3~4倍多いということです。それを頭に置いたうえで、これをどうするか考えていかないといけないと思いますし、現状を曖昧にしたままではいけないと思う。これは世界的に見ても恥ずかしい現状にある。

日本人だけが精神障害者が多いという訳ではないですから、退院可能精神障害者数の把握ということについて言えば、受け入れ態勢がどれだけあるかによってこんなものはどのようにでも変わってしまう、ということだろうと思う。こんなものといういい方はないかもしれないが、本当にまさにこんなものだと思います。

それについては、同様な問題がたくさんあります。ただ言えることは、色んな問題を解決していけば、諸外国のデータを見ても、お金をかければ入院者数を半分以下にすることは簡単にできることだと思っています。本当にまさに簡単だと思います。その結果、病院のベッドが減れば、国がかけるお金は相当下がるはずだと思いますので、十分お願いしたい。例えば、受け入れるためのグループホームは、どこの NPO 法人も採算が合わないからとてもやれないという。それについては採算が合うようなこと、例えば家賃の補助を出していただくとかしないとグループホームが設置できない。高い家賃設定では、今度はお金が払えないから利用できないとなる。しかし、もしこのような補助を投入して病院から退院できれば、病院の勘定科目は役所によっては違うだろうけれども、いわゆる治療費は下がることになります。要は行政のやる気次第で、やる気を起こすためには、やはり外国との比較でモノを考えればもっと出来るはずで、それにはどうしてもお金の問題を抜きにはできないので、よく考えて施策をお願いしたいものだと思っております。

内田主幹

グループホーム経営の採算が合わないというお話も聞いているところです。国の方から家賃の補助というのは現在ないですけれども、グループホームを借家やアパートで借りる場合の敷金礼金の補助というのは実際に制度がありますので、そのような制度を活用して最初の借家だとかそういうアパートを借りる時には活用していただくということはできるとは思います。サービス報酬が低いということもあり、県としましても報酬のアップを図るように、毎年国のほうへも要望をしているところです。

西村主幹

関連して補足させていただきます。グループホームの家賃補助につきましては、今、内

田のほうから現在そのような制度はないという説明でしたが、今年 10 月からグループホーム、ケアホーム入所者に対する家賃補助を、上限1万円という形で実施するという予算を計上しておりますので、合わせて説明させていただきます。

川崎委員

本業は知的障害者の入所施設ですので、資料1-1が非常に気になっておりまして、こちらについてお願いをさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

こちらの現状と課題についてですが、目標値に対して実績数値が達成できなかったということで、その分析には平成 20 年度をピークに福祉施設から地域生活へ移行する人は減少傾向にあるとあり、この理由としましては、比較的地域生活への移行が行い易い方は既に地域生活への移行を果たしていると推測されるとあります。しかし、本当にそうなのかと私は思います。

障害を持つ親御さんたちは本当に親亡き後の生活の場を案じておられまして、最悪の場合は心中されてしまったというケースも度々聞きます。私たちは福祉事業提供者ですので、そのような悲惨な事件が起きないようになんとかしたいと思うわけですが、地域生活をするうえで最適だと私どもが思うグループホーム、ケアホームは、実際にはまだまだ本当に足りないのが現状です。しかし、前回の協議会でもお話ししましたけれども、昨年度、愛知県においてグループホーム・ケアホームの申請が6箇所あったが、愛知県の方で予算がないということで4箇所に絞られたと聞いております。

やっぱり、今の木全委員のお話ではないですけれども、受け入れ先がなければ地域移行に繋がらないわけです。ここからは第3期のほうにちょっと関係してきますけれども、今回見直しに入るわけですから、目標値が低いレベルや絵に描いた餅にならないように、福祉事業者提供者からグループホーム、ケアホームの整備をしたいという要望がありましたら、ぜひ全て承認していただきたいと思います。よく、財政との関係がとおっしゃられますけれども、なんとか障害福祉サービスの予算の確保と拡充を切にお願いしたいと思います。

内田主幹

グループホームの予算の獲得につきましては、一昨年は県の財政がなかなか厳しいということもありましたが、23 年度につきましては予算を増やしまして整備を図っていくとしております。財政との折衝で、できるだけ予算をつけていきたいと思いますが、その辺は財政当局との折衝もありますのでお約束はできません。が、ご要望をよくお聞きして、必要なところには必要な予算をつけるように努力してまいりたいと思っております。

荒木委員

今ほどのグループホームのお話ですが、私ども知的障害者をもつ親としましては、入所施設から地域移行といいますとグループホーム、ケアホームとなっていくわけですが、やはりグループホームというのは就労されて自分のお金がある方たちに関してはすごく有益に暮らしていけると思うのですが、ケアホームを利用するちょっと重度に近い方たちの生活の場を考えますと、福祉の就労の賃金だとか年金で暮らし、親の支援がずっと続くのではないかということもあります。親の立場としては家賃補助もそうですが、もう少しケアがほしいと思います。また、夜間職員の配置ということに関して、グループホーム、ケアホームを設置していただける法人から、お金が出ないという切実な思いもあるようですので、その辺がなんとかなっていかないと、なかなか中度・重度の方たちの地域移行が進んでいかないと思っています。お願いします。

長谷委員

地域移行のことに関してですが、今グループホーム、ケアホームの話がずっと出ていまして、資料1-1の現状と課題のところにも出ていますが、これまで地域移行された方は多分今までも施設にいなくても良かった人たちだと思います。その方たちが外に出られたことでホームヘルパーとかをかなり使われるようになったと思います。全国的にそうだと思うのですが、居宅の介護事業所で障害者に対応できるところが余りにも少なすぎる。もちろん今まで施設に入ってみえた方がいきなり出られることになるので、本来でいけば重度訪問介護みたいなところがたくさん出来てこなくてはいけないけれども、事業所の経営等を考えるとなかなかそこに手を付けられないという問題があると思います。

今後の取組の方向性のところで、分析する必要があるという記述があったと思いますが、何が問題で地域移行が難しいかというのは、たぶん毎回会議で出ていると思います。第3期の中では、具体的にヘルパーを養成することと事業所を支援することの2点をグループホーム、ケアホームのことと並行してやっていただかないと、地域移行がここでストップしてしまうと思います。地域からまた施設へ戻るというのは、自立支援法がある限りはならないと思いますが、また時代が逆行してしまうようで怖いなと感じますので、具体的にすぐ動けるような施策を出していただけたらと思います。

第2期計画の進捗状況と第3期計画のほうにもあまり記述がないのですが、自立支援協議会や相談支援ワーカーに関する記述がどこにも見られない。その辺はどのようにお考えになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

岩井課長

まず、この2期計画の評価をした結果、いろいろと課題が出ております。これから、われわれも3期計画に進むに当たってまず市町村に対してヒアリングをして、地域のニーズがどうなっているのか、実際に窓口等で支援を必要とされる方の要望等がどのようになっているのかということを伺いまして、市町村のニーズの積み上げという形でサービスの見込み量という部分を出してまいります。その中で、グループホームとセットの日中活動を支援するための日中活動系のサービスの双方が充実されるようなサービス量の見込みを出していきたいと思っております。相談支援ワーカーの話ですが、国のほうが今、障害者制度の見直し等も行っていますので、そういった中での状況を見て、今後を考えていきたいと思っております。

髙橋会長

第2期の問題について、いろいろご質問・ご意見をいただきました。まだまだご意見も おありかと思いますが、「第3期の障害福祉計画について」に移りたいと思います。

第3期の愛知県障害福祉計画につきましては、国から第3期計画の基本指針がまだ示されていないことから、先ほどの第2期計画の進捗状況を踏まえまして、次期計画を策定するに当たって大きな観点から、ご意見をお伺いできればと思っております。第2期の現状を踏まえてでも構いません。

岡田委員

資料2にある第3期障害福祉計画の策定における全般的留意事項に、障害者自立支援法の改正事項を反映することと謳ってあります。障害者自立支援法の障害の範囲に発達障害を入れていただきましたが、その観点をどのように3期のサービス見込量に出していけるものか、どのような考え方で考えていただけるのかということが、お願い方知りたいです。知的に遅れのない発達障害の方は、これまでも精神障害の中でサービスを受けておられたり、手帳も精神障害のほうでやむをえず取って、就労またはいろんなサービスを利用さ

れてみえる方もいるのですが、今度の自立支援法の障害の範囲に発達障害が入ったことで、福祉計画とかサービス見込量をどのように考えてみえるのかお聞きしたいです。

岩井課長

昨年22年12月に改正された障害者自立支援法の一部改正の中で、障害者の範囲の見直しがされ、発達障害が自立支援法の対象となることが明確にされました。国の説明によりますと、発達障害の方については、従来も自立支援法の対象でありましたが、それを法文上明らかにするために、法律の書きぶりを変えたということでございます。したがいまして、従前のサービス見込量にも本来であれば発達障害でサービスが必要な方についてはある程度見込まれているということになるはずですが、そのことがまだ十分徹底していなかったということもあって、今回法律の書きぶりを変えて発達障害を含むというようなことになったと思われます。

先ほども申し上げましたように、市町村から今後、サービス見込量の推計が出てきますので、発達障害の方に対するニーズについても十分把握するように、市町村に対するヒアリング等の際に、県として指導していきたいと考えております。

早川委員

最近調子が悪いことがありました。先日「断捨離」という本を読みました。これは物に見切りをつけて部屋を片付けていくと、心もすーっとすっきりするという内容で、とても共感し実行しました。一通り自室の片づけが終わったので家族との共有部分、押入れや倉庫の大掃除を始めました。ちょうど仕事が3連休だったので「さぁ、やるぞ」と張り切って、バルサンたいて、掃除機かけたりたくさんの布団類や古い食器をいるいらないと分別し、ほとんど一人で頑張りました。3日目が終わろうとした時、疲れたのか急に躁状態になり、幻聴が始まりました。近所の人が自分の噂をしているとか、テレビでも自分のことを放送していると感じるのです。頭で否定しても否定してもそう思えてくるのです。都合の悪いことに、母も具合が悪くなるし、父は数年前から老人性欝と診断され、年齢からくるボケも始まっていて、私は本当に肩の荷が重く憂鬱で仕方ありません。

両親がうっとうしいです。こんな時、ショートステイみたいな制度が精神障害者にも合ったらなあと思いました。ビジネスホテルは 6,000 円、7,000 円もするし、精神病院は自分よりももっと重い人たちと共同生活しなくちゃいけないので嫌です。病気が治まるまでただ2、3日、一人になりたいだけです。再発は突然やってくるので、旅行と違い予定が立てられません。日中なら市内に支援センターがありますが、24 時間対応の夜いつでも泊まれるような所が欲しいです。ですが、どこにも行く所のない私は「しっかりしろ」と自分を励まし、翌日いつも通り仕事に出、月曜日は欠勤して母の病院に付き添い自分の通院は後回しにしました。4日後、やっと平常に落ち着きました。ふと、普段私は病状が安定しているので仕事につき、家事も家族との関わりもうまくやっていますが、調子が悪くなったら逃げ場がありません。入院しなくて済むショートステイできる所が欲しいです。

髙橋会長

そのようなご要望は早川さんだけではなくて、たくさんの方がお持ちですか。

早川委員

ちょっと聞いてないのでよく分からないです。

聞いたのでは、ドライブで徘徊するだとか、色々対処法はみなさん持っているようなのですが、もう少し改善されたらいいなと思います。

髙橋会長

今のサービスの状況と、御意見に対するコメントをいただけたらと思います。

小松室長

制度的なところは勉強不足で、どのくらいの対応ができているのか分かりませんが、実際に精神障害者の皆様方が病状によってそのようなニーズがあるだろうということは想像できますので、ご要望を踏まえて、今度の第3期計画の中では具体案を検討していきたいと思います。

木全委員

ちょっと補足させていただきます。精神障害の場合、今早川さんの言われた要望というのは非常に多いです。今小松室長さんのほうから、考えてみますと答えられたので非常に期待しているのですが、実は地域移行でも、親のところから病院へ帰すということにしても、一番怖いのは症状が悪くなった時、どこも看てくれない、だから親が退院を拒否する、親が自分の子を引き取るのを拒否するということがあります。悪くなった時にいつでも面倒見るよというところがあれば、もっと退院は進むのではないかなと思います。そういう施設がないために親が子を退院させられないとなり、特に親が高齢者になってくると、面倒を見ることが大変ということがありますので、是非ショートステイできる所があるとよいと思います。病院はありますが、病院はみんな嫌ですよね。病院じゃなくて、彼女が言うように一人だけ、ちょっと世話してくれるようなグループホームが欲しい。

ところが、またこの話しになってしまいますが、グループホームの経営はといいますと、結局、短期だけということだと、利用者が出て行ったら出て行った後、お金が入らないから経営が成り立たない。これでは短期だけの人を受け入れるわけには行かない、ということになってしまうものだから、そこのところは是非小松室長さんの最後の言葉を期待して、次の中には是非何らか考えていただきたいと思います。今の病院は行きたくないし、病院ではコストも高い。かといってグループホームの今の状態、今の制度だとグループホームは精神の特性上、短期入所で症状が悪くなって出て行くということになると、その時お金がもらえないということでとても経営が成り立たなくて困ってしまうということがあります。

もう一点付け加えていきますと、先ほどグループホーム、ケアホームを整備したいとの申請があった場合は全部認めてほしいと川崎委員が言われましたが、精神の場合はどれだけ申請があるか分からない。各 NPO 法人がやりたいと思っても、とてもやれないということで申請を出しもしないから、実際のところどれだけ需要があるか分からないという状態だと思います。精神の特性を考えて、是非お願いしたいと思います。

近藤委員

今日の資料にありますけれども、障害者自立支援法の一部改正案というつなぎ法案の、 来年4月1日施行に相談支援の充実ということがあります。やっぱり、この入り口の点が 非常に大事だと思います。例えば、相談支援の充実といっても相談支援員そのものの数が 足りるかどうか、あるいは養成もしていかなくてはいけないだろう、あるいは当然質の向 上も図っていかなくてはいけないだろうというような気がします。

それともう一点、残念ながら本日の資料には入っていないですが、地域生活支援事業の推進も謳われています。これは市町村事業ということになりますから、その辺の実態も我々として把握しておく必要があるのではないかなと思いますので、地域生活の支援事業そのものの実態もぜひお出しいただきたいと思います。先ほどの相談支援の充実のところでも出ましたけれども、自立支援協議会というのも、法的にもきちんと位置づけると謳わ

れておりますから、その辺も含めて是非資料の提供をしていただいて、同時に検討してい きたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

西村主幹

近藤委員の方から2点いただきました。

相談支援の充実は委員ご指摘のとおりでございまして、現在県としましては相談支援専門員の養成研修や現任研修の実施をしております。また、今回の一部改正等によりまして、いわゆるケアプランを作成する方が今まで重度の障害者の方に限定されていたのが、基本的に拡大をされるというようなことで、量的な確保と質の高い相談、ケアプランを作成できる方を養成していく必要性を十分感じておりますので、そうしたことに向けた取組を進めてまいりたいと思っています。

それから、地域生活支援事業は、自立支援給付等と並んで障害者支援の車の両輪で、その必要性も十分感じております。資料2の8ページで、成年後見利用支援事業を必須事業として格上げと、1行だけ現在分かっている部分の対応について記載しております。現在でもメニューはありますが、利用していただく方が少ないということで議論がしづらい状況もあると思いますので、利用支援事業をより多くの市町で、こうした問題も市町を通じて拡大を図るように支援をしていきたいと思っております。

堀崎委員

お尋ねとお願いですが、一つは改正自立支援法の中に、視覚障害者の外出のサポートということで同行援護が盛り込まれました。これが 10 月 1 日から実施ということで大変急がれるわけですけれども、10 月 1 日に向けての県としてのスケジュールが分かっていたら教えていただきたい。また、あまりにも急ですので実施をしても十分なところまでいかないだろうと思いますので、その後、十分にするための手立てについてぜひ十分に考えていただきたいと思います。今分かっていることがありましたら教えていただきたい。

岩井課長

12 月の法律改正で、重度の視覚障害者の方に対する同行援護というのが、今まで市町村事業であったのが自立支援法の個別給付に格上げされるといった改正がされます。これにつきまして、6月30日に厚生労働省の主管課長会議がありましたけれども、残念ながらその時点で、国のほうからこの事業の詳細について説明がありませんでした。もう少しこの辺の情報を早く出すようにということで、主な都道府県が中心になって、国に対し申し入れをしたいと思っております。実は、来週月曜日に岡山県で主要都道府県の課長が集まった会議が行われます。私も出席しますが、同行援護は10月1日実施でございますし、受け皿のことや市町村対応ということもありますので、なるべく早く具体的な姿を示していただくように、再度国に申し入れをしたいと思っておりますので、そういった情報が明らかになり次第、市町村を通じて周知徹底を図っていきたいと考えておりますので、もう少しお待ちいただきたいと思っております。

髙橋会長

他にご意見もありませんようですので、これをもちまして議題に関する協議は終わらせていただきたいと思います。いろいろ御意見いただきましてありがとうございます。県のほうも前向きに検討するということですので、希望が少し持てるかなと思ってお聞きしておりました。

続きまして、報告事項として、「国における障害者制度改革の現状について」を、事務 局から説明をお願いします。

報告事項

(1) 国における障害者制度改革の現状について

[事務局からの説明]

資料4 国における障害者制度改革の現状について 障害福祉課 奥澤主幹

髙橋会長

それでは今のご説明を含めて、今までのことにつきまして何かご意見・ご質問があれば お伺いしたいと思います。

長谷委員

資料4-2で、障害者基本法の一部を改正する法律案がたくさん出ているのですが、右側の基本的施策関係のところで、障害者も生活者ですので各方面に渡った内容になっており、多分障害福祉課だけではない色々な課が関わることになると思うのですが、どのようにこれらが連携されて動いていくのかが知りたいと思いました。

奥澤主幹

基本的施策関係で各分野の連携についてご質問いただきました。本日の施策推進協議会に先立ちまして、県庁の関係機関等で構成いたします幹事会というのを7月12日に開催しており、この場で、こういった企画・施策に関係する部局のほうに今日のご説明よりも詳しい形で法の改正の内容をご説明しまして、こういった対応が必要になってくるので、縦割りにならず横断的に連携をとって対応を進めていきたいのでご協力をお願いしたいと要請しております。

長谷委員

ありがとうございます。ぜひ、県から市町村にもそのように下ろしていただけると、それぞれがみんな困らずに生活できるかなと思いますので、よろしくお願いしいます。

小栗委員

資料1-1の福祉施設入所者の地域生活への移行ですが、施設入所者数の17年10月1 日現在以降の数の変動や、年度毎の入所者数は検討されていないのでしょうか。

岩井課長

施設入所者の数につきまして、17年10月1日現在の入所者数は4,385人ということです。現時点での入所者数のそれに相当する数というのは現在持ち合わせていないのですが、施設の定員規模がどれだけあるかということでお答えに変えさせていただきたいと思います。

第2期計画を作成する前の18年10月1日現在では、県内の入所施設の定員は4,611人ということでした。地域移行は入所定員を減らすということも一つの方向ですので、23年4月1日現在では旧体系新体系を合わせまして4,412人となっております。これに対し、実際どれだけ入所しているかというのは数字を持ち合わせておりませんが、定員ですので現在は当然下回った状況になっております。

岡田委員

今のご質問に関係しますが、施設に入りたくて待っている方が県下にどれぐらいいらっ

しゃるのかというのは分かりますか。そして、もう一つ質問させていただきたいのが、国のほうの基本的施策の関係で、情報の利用におけるバリアフリー化等のところに、災害時の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策と書いてあるのですが、今度の東日本大震災でも、避難所に私ども自閉症の方々は避難所に行けなくて壊れた家で過ごされたという情報がたくさん入ってきております。そのような方のために福祉避難所を設営するというのは関係がないのでしょうか。もしあれば教えていただきたいのです。

永田主幹

最初の施設入所者の待機者状況についてですが、これは 23 年 6 月 1 日現在で、市町村のご協力により調査しております。まず、身体障害者の入所施設においては 465 名の方が待機をされております。知的障害者の入所施設では 591 名の方、合わせて 1,056 名の方が施設への入所の待機者というご報告をいただいております。

岩井課長

避難所の関係ですが、障害者基本法の資料 4-2 につきましては当初国会に提出されたものを添付しております。この法律は今衆議院で通っておりますが、衆議院の段階で一部改正がなされまして、基本的施策 1 から 12 の中に 2 つが追加されております。

その一つが、防災及び防犯ということで、ここに災害時の安全対策等が入っております。 もう一つが、消費者としての障害者の保護という項目が付け加えられております。この法 律はまだ審議中であり、最終的にどのような形になるかまだ若干不透明な点がありますが、 いずれにしても福祉避難所を含めて今回の災害における障害者施策・災害要援護者に対す る対応は大変重要でございますので、この法律云々に関わらず県としまして防災計画の見 直し、あるいは市町村に対する福祉避難所の設置の促進の働きかけをしてまいりたいと考 えております。

岡田委員

ありがとうございました。待機者が両方で1,000名を超える方が地域でまだ施設に入らなくて、中には老齢の両親が看ておられるという例もたくさんあると思いますので、この方々がどのように地域か施設に入って幸せに暮らしていただけるかということも、今度の障害福祉計画の中で検討していただけるようにぜひお願いいたします。

髙橋会長

本当にいろいろとご意見をいただきまして、活発に検討ができたと嬉しく思っております。だいぶ時間もまいりましたので、この辺をもちまして終了させていただきたいと思います。事務局におかれましては、障害福祉計画について、本日出されましたご意見等を十分と検討していただき、今後、素案の作成を進めていただくようお願いします。

また国における障害者制度改革の動きに関しても把握に努め、新たな情報が入り次第、 提供していただくようお願いいたします。

本日はこれで閉会いたします。ありがとうございました。

以上で、平成23年度第1回愛知県障害者施策推進協議会を終了した。

署名人 印

署名人 印